（別紙）

仕　様　書

１　業務の名称　米子コンベンションセンターＰＲ動画制作業務

２　業務の目的　米子コンベンションセンター（以下ＹＣＣ）を紹介するＰＲ映像を制作し、大会・会議の主催者による開催地決定や会場選定時での活用をはじめ、当センターの利用促進ツールとしても活用する。

３　業務の内容

（１）映像資料の企画・構成

（２）使用する映像の調達

ア　ロケ及びスタジオにおける撮影

イ　資料映像の借受け

（３）映像資料の制作

ア　映像・音声の編集

イ　ナレーション、テロップ入れ

ウ　ＢＧＭ・音響効果入れ

（４）成果品の制作

ア　各種データの制作

イ　ＤＶＤの複製

（５）その他上記業務に付随する交渉・調整等

４　留意事項

（１）動画の内容について指摘

ア　多目的ホール、小ホール、国際会議室、会議室、情報プラザに関し、実際の利用風景を交えながら各施設の機能・設備・利便性を紹介する。

イ　実際の利用風景撮影において、内容やスケジュールをＹＣＣと十分協議の上、作業を進めるものとすること。

ウ　イに係るＹＣＣ利用者との調整はＹＣＣで行うものとする。

エ　大会・会議主催者へＹＣＣの利用を喚起することを目的とするが、施設情報と併せ鳥取県及び米子市が印象付けられることも重視する。

オ　ＹＣＣ周辺のコンベンション施設・飲食施設・宿泊施設等及び交通アクセス、観光施設等アフターコンベンションに関する情報を含めること。

カ　全体版は５分～６分程度、ダイジェスト版は２分程度にまとめた動画とすること。

キ　画質はＨＤ高画質とし、画面縦横比は 16：9 とする。

ク　４Ｋ撮影やドローン、タイムラプス（コマ送り動画）等の技術を利用した見応えのある映像を使用すること。

ケ　肖像権、差別用語等の人権、個人情報に十分配慮すること。

（２）映像資料の活用方法について

ア　ＹＣＣ及び公益財団法人とっとりコンベンションビューローのホームページ

イ　大会・会議の誘致セールスに係るモニター放映

（３）権利関係について

ア　使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については、受注者が行うこと。

イ　今回の成果品の著作権（著作権法（昭和４５年法律４８号）第２７条及び第２８条に基づく権利を含む。）は発注者に渡した時点で公益財団法人とっとりコンベンションビューローに帰属するものとすること。

ウ 成果品を４の（２）各号以外の方法により活用しようとする際には、ＹＣＣは受注者と協議するものとする。

（４）その他

ア　動画制作に加え、本業務の効果を高めることのできる企画があれば提案・実施すること。

イ　仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度ＹＣＣと協議するものとする。

５　納品形態

（１）家庭用 DVD ディスク（ジャケットカバー及びタイトルラベル付）

・全体版（各動画とダイジェスト版）ＤＶＤ　１０セット ※イベント等で上映

・家庭用ＤＶＤディスクは各動画にジャンプできるチャプターを付けること

（２）映像資料

・全体版とダイジェスト版 ※ＹＣＣのＨＰに掲載

・インターネット環境を利用するユーザーがストレスなく閲覧できる容量、ファイル形式にエンコードすること

６　委託期間

契約締結日～平成３０年３月３０日（金）まで

７　成果品の納品

（１）納入期限　平成３０年３月２３日（金）

（２）納品場所　米子コンベンションセンター

８　その他

業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い、必要を生じた経費は、受託者が負担する。